

熱海市景観条例に関する手続の見直しについて

熱海市では、市民の利便性の向上及び行政サービスの効率化を図るため、熱海市景観条例（平成19年熱海市条例第4号）に係る手続の見直しを行いました。

1 対象範囲

熱海市景観条例に係る提出書類

2 変更内容

熱海市風致地区条例施行規則（平成19年熱海市規則第2号）に係る下記の様式の押印を廃止します。

様式名		変更内容
様式第1号	景観計画区域内行為届出書	押印廃止
様式第2号	景観計画区域内行為変更届出書	押印廃止

3 変更時期

令和3年9月1日以降に提出する書類

4 従前の様式の使用について

- ・ 従前の様式（印があるもの）で押印した書類を提出しても受け付けます。
- ・ 従前の様式で、押印せず提出しても受け付けます。

【問合せ先】

熱海市役所 観光建設部 まちづくり課 都市計画室

電話番号 0557-86-6389